

# 台湾リス（特定外来生物） による被害を防ぐために

「特定外来生物」は、外国から我が国に入ってきた生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から法律で指定されます。



台湾リスは台湾が原産地で、日本に輸入されて飼育されていたものが逃げ出したり、捨てられたりして野生化しました。

神奈川県内では、三浦半島（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）を中心に生息していて、農業被害や生活被害が広がっています。



台湾リスは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成17年6月施行）に基づき、「特定外来生物」に指定されました。

そのため、原則として、台湾リスを飼養、保管、運搬、野外に放つことなどは禁止されています。